

令和3年度第1回総合隣保館運営委員会概要

- 1 日時 令和3年4月13日(火) 午後7時～7時55分
- 2 会場 総合隣保館1階大会議室
- 3 議題
 - (1) 令和2年度総合隣保館事業実施状況について
 - (2) 令和2年度総合隣保館事業の成果と課題について
 - (3) 令和3年度総合隣保館運営方針について
 - (4) 令和3年度総合隣保館事業計画について
- 4 公開・非公開 公開
- 5 傍聴人の数 0人
- 6 発言の内容

【事務局】

令和3年度第1回総合隣保館運営委員会をはじめます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席賜り、誠にありがとうございます。
す。

それでは、開会にあたりまして委員長よりあいさつをいただきます。

【委員長】

(開会あいさつ)

【事務局】

本日の出席者数について報告いたします。

委員10名中9名の出席があり、委員の過半数を超えているので、三木市立総合隣保館条例施行規則第10条第2項により会議が成立していることを報告します。

それでは議事に移ります。ここからの進行については小林委員長よろしくお
願いします。

【委員長】

令和2年度隣保館事業実施状況、利用状況と続けて、成果と課題について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(隣保館事業実施状況、利用状況、成果と課題について説明)

【委員長】

只今の報告について、意見・質問・令和2年度を振りかえり感想でもいいので、ございましたら発言してください。

【委員長】

関連事業のフラワーアレンジメント教室ですが、教養文化講座に含めてもいいのでは？

【事務局】

フラワーアレンジメント教室は、年2回で12月（新春を生ける）、2月（おひなさま）と季節のもので、定期的な講座では参加者が集まりにくいこともあり別枠で実施しています。

【委員長】

続きまして、協議事項の令和3年度隣保館運営方針（案）、隣保館事業計画（案）について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

（隣保館運営方針、事業計画について説明）

【委員】

運営方針ですが、確か、昨年、運営委員会で議論して、今日提案している条文にプラスがあったと思います。例えば、3番、あらゆる差別解消への展望に立った啓発に向けて隣保館運営委員会をはじめ各関係機関と連携して推進する。また、冒頭に前文をのせるように提案があったと思います。前文読みますが、総合隣保館の運営は、厚生労働省の隣保館設置運営要項及び「部落差別解消の推進に関する法律」「三木市人権尊重のまちづくり条例」「三木市人権尊重のまちづくりに向けた意識調査」及び総合隣保館活性化構想に基づき、以下の方針で事業を推進する。に差し替えをお願いします。

【事務局】

修正します。

【委員長】

7番は、コロナウイルスの件ですが、コロナに係った陽性者の人権問題が忘れられている。陽性者になったら肩身が狭い。引越しを余儀なくされることを踏まえ、物理的な面と心情的な面を配慮する文言を追加したい。新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえたうえで、改良や工夫を加えて事業を推進するとともに人権を大切にする文言を短くてもいいから追加すべき。

【事務局】

事務局で検討し、文言を追加します。

【委員長】

事業計画ですが、人権フォーラム以降の行事については、新運営委員メンバーでの1回目に具体的に協議していくこととしまして、本日は、同和教育セミナーについて協議します。まず時期をどうしましょうか。時期をずらしましょうか。

【委員】

予防接種が、いつ頃できるかによって変わりますよね。ある程度したら開催が可能だと思いますが。

【事務局】

現在、ワクチンが入ってこない状況なので、予定通りの6月では全く難しい。高齢者も年齢制限を設けていますので、全員にいきわたらないと思います。

【委員】

感染が拡大していることから、無理をして6月開催することは避けた方がよいのでは。他市町においても1月以降に延期している様です。

【委員】

講師は決まっているのか。

【事務局】

中尾由喜雄さんです。

【委員】

動画配信の環境が整うのであれば、今後検討してもいいのでは。

【事務局】

以前、県が主催で、隣保館が会場のひとつという場合は実施しましたが、隣保館が主催で、あらゆる施設、個人に配信は、セキュリティ面でも現実的には難しいと思います。

【委員】

非常に便利だけど、高齢者には難しい。

【事務局】

今後を見据えて事務局で検討していく。

【委員長】

6月実施は難しい。時期を2月にずらすということではよろしいですか。

【委員】

承認。

【委員長】

今年5月末に委員の改選があるので、新しい運営委員メンバーで人権フォーラム以降の事業について、具体的に協議していくこととします。

【委員】

その他で、以前にも伝えましたが、隣保館事業の事務分担表の主担当、副担当を記入すべき。

【事務局】

議事録とともに、修正分を送付します。

【委員】

次回の運営委員会の日は、6月25日(金)午後7時から三木市立総合隣保館についても承認。

【委員長】

(閉会あいさつ)